移動型全身用 X 線 CT 診断装置 ナビゲーションシステムの保守契約 仕様書

九段坂病院

保守点検仕様書

- 1 目 的 国家公務員共済組合連合会 九段坂病院(以下、「甲」という)が 保有する移動型全身用X線CT診断装置、ナビゲーションシステム、の正常な運転 機能を維持するため、受託者(以下、「乙」という)は適切な点検とプログラム による整備を行い、常時安全かつ良好に動作するよう必要な保守作業を行うため この仕様書を定めるものとする。
- 2 設置場所 東京都千代田区九段南1-6-12 国家公務員共済組合連合会 九段坂病院
- 3 対象機器 ストライカー製 移動型全身用X線CT診断装置
 - A) AIRO モバイルCT
 - B) カラム/テーブルトップ、手術台用アクセサリー
 - C) Q GUIDANCE プラットフォーム
- 4 履行期間 令和6年11月1日~令和11年3月31日
- 5 作業時間 原則として下記の時間内とする。

但し、故障の場合は甲の要請により下記以外の時間でも技術員を派遣して修理を実施する。

平日(月曜日~金曜日)の9時から17時30分とし、土曜日、日曜日、祝日(「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)で定めた祝日)及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

- 6 点検回数 対象機器A:年2回実施 対象機器B、C: 年1回実施
- 7 業務内容 性能、機能を完全に維持するために以下に基づき定期的に実施する。
 - (1) 定期点検 乙は技術員を派遣し、装置の点検、調整並びに修理を行うものとする。
 - (2) 通常点検 装置に不時の故障が発生した場合は、甲の通知により乙は速やかに技術員を派遣して修理を行う。
 - (3) 対象機器を通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限り、修理により部品交換が発生した場合は修理部品を乙の負担とする(ただしカラム/テーブルトップおよび手術台用アクセサリーは除く)
- 8 作業実施 本保守は、製造販売業者の認定技術者により実施されるものとする。
- 9 提出書類 保守点検終了時に保守点検報告書を提出すること。 なお、報告書の様式に関しては任意とするが、作業にかかった人工、時間及び作 業内容を記載すること
- 10 その他 この仕様に基づく作業により発生する撤去品及び残材は、無償で引き取り、 処分すること。